

( 議 事 概 要 )

審議会等名称	北海道帯広保健所感染症診査協議会																								
開催日時	令和5年6月27日(火曜日) 17時10分～17時30分																								
開催場所	北海道帯広保健所 会議室																								
出席者	委員(4名) 説明者(保健所担当職員 3名)																								
問い合わせ先	北海道帯広保健所健康推進課保健係 電話番号 0155-27-8637																								
会議記録	要約																								
要約した理由	感染症法第24条第3項に基づく患者個人に係る診査のため																								
内 容	<p>○ 感染症患者の入院勧告、72時間以降の入院延長勧告、就業制限結核医療費公費負担の診査について</p> <table border="1"><thead><tr><th>診 査 件 数 内 訳</th><th>諮問数</th><th>承認数</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>第18条(就業制限)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第19条(入院勧告)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第20条(入院勧告延長)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第20条第4項(入院期間延長)</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>第37条の2(結核医療費)</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	診 査 件 数 内 訳	諮問数	承認数	備 考	第18条(就業制限)				第19条(入院勧告)				第20条(入院勧告延長)				第20条第4項(入院期間延長)	1	1		第37条の2(結核医療費)			
診 査 件 数 内 訳	諮問数	承認数	備 考																						
第18条(就業制限)																									
第19条(入院勧告)																									
第20条(入院勧告延長)																									
第20条第4項(入院期間延長)	1	1																							
第37条の2(結核医療費)																									